

贈与税課税の留意事項とは？～公益法人等に係る贈与税

公益法人等に贈与が行われた場合についての公益法人等の課税関係について解説する。

(ポイント)

- 公益法人等に贈与が行われた場合の公益法人等に課される贈与税または相続税について理解する。

1. 公益法人に対する贈与税等

公益法人等が贈与を受けた場合、次の要件を満たすときは、その公益法人等を個人とみなして、贈与税または相続税が課される。

- (1) その公益法人等に対して財産の贈与または遺贈があったこと、またはその公益法人等を設立するため財産の提供があったこと。
- (2) (1)の贈与または遺贈により、贈与等をした者またはこれらの者と特別関係がある者の相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められること。

2. 税負担が不当に減少すると認められないための要件

相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないためには、次のすべての要件を満たすことが必要となる。

- (1) 運営組織が適正であり、役員等の親族割合が、3分の1以下である。
- (2) 贈与等をした者に対して特別の利益供与がない(次ページ「4.」参照)。
- (3) 解散時の残余財産は、国・地方公共団体等に帰属させる。
- (4) 法令違反、公益に反する事実等がない。

3. 判定の時期等

相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となるか否かの判定に当たっては、次のことを勘案することとなる。

- ① 贈与等の時を基準として、その後に生じた事実関係を勘案する。
- ② 贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には、上記「税負担が不当に減少すると認められないための要件」を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告期限等までに、その要件を満たすこととなったときは、その贈与等については当該規定が適用されない。

(裏面に続く)



贈与税課税の留意事項とは？～公益法人等に係る贈与税

4. 特別の利益供与

特別の利益供与がある場合とは、具体的には、次の(1)または(2)に該当する場合とされている。

- (1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則または贈与契約書等において、贈与等をした者またはその親族その他特殊の関係がある者等に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、または与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
- (2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者またはその親族その他特殊の関係がある者等に対して、例えば次に掲げるいずれかの行為をし、または行為をすると認められる場合
 - ① 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
 - ② 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
 - ③ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償または著しく低い価額の対価で譲渡すること。
 - ④ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息または賃貸料で借り受けること。
 - ⑤ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、またはこれらの者から当該法人の公益を目的とする事業の用に供するとは認められない財産を取得すること。
 - ⑥ これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、または当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
 - ⑦ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除または引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴い債務の引受けを除く。）すること。
 - ⑧ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
 - ⑨ 事業の遂行により供与する公益を主として、または不公正な方法で、これらの者に与えること。

（朝日税理士法人 公益法人チーム編集）

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

＜令和5年度 税制改正大綱 ②＞

令和4年12月に公表された令和5年度税制改正大綱には、令和5年10月に導入されるインボイス制度においての緩和措置が盛り込まれた。その内容の一部はNo.202に記載したが、その記載事項以外にも、導入にあたって円滑な制度移行を目的とした措置が盛り込まれている。

その一つとして「売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する」措置があげられる。この措置は公益法人特有ではなく一般の適格請求書発行事業者に適用されるが、通常の商取引において行われている売り手が振込手数料を負担するケースや請求書発行後の端数の値引きを行うケースにおいて適格返還請求書の交付が必要とされないことで事務処理が大幅に省力化できるものと考えられる。

この措置についても、今後、通常国会の審議を経て法案成立を注視する必要がある。

朝日税理士法人



東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。